

平成 24 年度 8020 公募研究報告書抄録

研究課題：都道府県における事業及び予算からみた歯科保健推進体制の検討

研究者名：田村 光平¹⁾、堀江 博²⁾、今村 知明¹⁾

所属：¹⁾ 奈良県立医科大学健康政策医学講座 ²⁾ 奈良県健康福祉部健康づくり推進課

【はじめに】

現在、都道府県では歯や口腔の健康づくりに関する条例が続々と制定されている。条例を制定した道府県では、歯科口腔保健に対する積極的な事業展開が行われているものと考えられるが、その事業内容及び予算措置状況について分析した研究は少ない。本研究では、これまで把握されてこなかった都道府県の歯科保健事業予算を整理するとともに、条例制定前後における歯科口腔保健推進体制の変化を、事業予算の面から検証することを目的とした。

【方法】

都道府県に対して、過去 5 年間（平成 20～24 年度）の歯科保健事業内容及び当初予算の獲得状況についてアンケート調査を実施した。アンケートの調査項目は、歯科保健担当者の職種、事業内容及び事業に係る予算額、事業の委託先とその予算額、条例の制定及び歯科保健計画の策定状況である。歯科保健事業については、8020 運動推進特別事業、一般財源、その他の財源に分けて特徴を把握した。また、条例を制定した道県については、条例の制定前後における予算措置状況の変化に関しても分析を行った。

【結果】

44 都道府県から回答が得られた（回収率：93.6%）。歯科保健担当者の職種は、5 年間の平均で歯科医師が 42%と最も多く、次いで歯科衛生士の 27%であった。保健師及び（管理）栄養士を含めた技術系職員で 80%を占めていた。

予算の財源としては、8020 運動推進特別事業及び一般財源が多くを占めていたが、8020 運動推進特別事業の割合は徐々に低下しており、その他の財源の割合が増加していた。都道府県の予算額は 300 万円台から 6,000 万円台まで幅広く分布しており、年度ごとの平均額は約 1,600～2,000 万円であった。一般財源の額では、10 万円前後の県がある一方で、最も多い東京都では 5,000 万円以上となっていた。

平成 23 年度までに条例を制定した 26 道県について、条例の制定前後の年度において歯科保健事業予算額を比較したところ、19 道県で条例を制定した翌年度の予算が増額されており、全体では 11.4%の増額となっていた。同様に、一般財源の額で比較したところ、16 道県で増額されていた。増減率で見ると、茨城県、高知県、宮城県では 20 倍以上増額されており、全体でも 77.7%の大幅増額となっていた。

また、平成 24 年 12 月現在で 27 道県が条例を制定済みであり、21 都道県が計画を策定済みであった。39 都道府県がホームページに何らかの情報を載せていた。

【考察】

本研究により、都道府県の歯科保健担当者の職種及び歯科保健事業の予算獲得状況が明らかとなった。また、条例を制定した道県では、翌年度に予算額が増額されているケースが多いことも確認された。しかし一方で、条例制定の翌々年度は減額されている自治体が多くなっていたことから、恒常的な予算の確保については難しい状況も見受けられた。歯科口腔保健を推進するには、都道府県の歯科保健担当者の努力だけに頼るのではなく、歯科医師会など関係団体の積極的な事業協力によって、限りある予算を効率的かつ効果的に活用する必要があると考える。